

差別のない明るい飯山市を築く審議会（第3回）要旨

日 時 平成 23 年 10 月 26 日（水）

午後 6 時～ 7 時 30 分

場 所 市役所 4 階 議員全員協議会室

1 開会 池川課長

欠席者 岸田委員 清水委員 丸山好明委員 小橋委員

2 あいさつ 常盤井会長

市の人権政策のためにご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

本日は第 3 回の審議会となります。十分に審議していただき、よい答申が予定通りできますようお願いいたします。

3 協議事項 進行 常盤井会長

（1）飯山市人権政策推進に関する基本方針について

会長 基本方針（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の審議会以降、3 名の審議委員さんから文書、メール等でご意見がありました。また、関係する十の課のうち三つの課からも修正がありましたものを含めて本日の事務局案となっています。変更点やご意見のあった点を重点的に説明いたします。

○「計画」から「方針」に変更し、概ね 10 年スパンとしたい。

○構成を変更したい。

・「はじめに」を新たに加えたい。

・新たに第 1 章として、「基本的な考え方」に「趣旨」と「位置づけ」を載せたい。

・新たに第 2 章として「人権政策の基本理念」に「概念」と「基本理念」を載せたい。

・第 3 章は 14 年 6 月に策定された「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」第 2 章の「人権教育・啓発の推進方策」十一の問題のうち「8 学校等における問題」「9 地域社会、家庭における問題」「11 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する問題」を独立させ、人権教育・啓発の場所という位置づけで、分けて載せた。

・第 4 章は「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」第 2 章「人権教育・啓発の推進方策」における十一ある問題のうち 8、9、11 を除くそれぞれの分野別の人権課題を載せた。

第5章は計画から方針への変更に伴い見直した。

○「はじめに」～「第3章」まで下線部分の変更点について資料に基づき説明

会長 これまでのところでご意見をお願いします。
 まずこういう括りでよろしいでしょうか。
 文言や基本的な考え方についていかがでしょうか。

委員 「はじめに」の最後に市長名が入らなくてもいいですか。

事務局 今回の「はじめに」は市長のコメントでなないということで、このままでいきたい。

委員 私は「人権教育・啓発に関する基本方針」の策定で委嘱されていたと思うが、これを見ると「人権政策推進に関する基本方針」ということで大きくいただいたものがあります。

 これは県に準じた形であるということであるが、県も国連10年にあわせて県の10年の人権教育・啓発に関する計画から、県が「政策推進の基本方針」に変わる時には、基本方針の位置づけということで人権教育・啓発に関する推進から「人権政策の方針」に変わったところを説明を加えなければいけないと思う。県のほうは加わっている。

 県と似たような形で基本的な考え方とか基本方針の位置づけを作っていると思うが、人権教育・啓発の推進から政策の推進に変わったところの説明が「はじめに」のところに飯山市は抜いてあると思う。

 県は明確に「長野県中期総合計画における人権に関わる施策を推進するための基本方針として策定するとともに、『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』に基づき策定した『長野県人権教育・啓発推進指針』に代わるものです。」というふうに説明を入れてある。

 「はじめに」のところに県の基本方針に準じた形であるとあるので、それが説明かなと思うが、大きな変化ですね。前回の会で触れられていましたか。

事務局 皆さんに委嘱した時はこのような「人権政策に関する基本方針」ということではありませんでした。これも課題で、最終的にはどういうタイトルにしたらよいか皆さんにおはかりし、決定していただくこととなります。このタイトルは仮の事務局案ということです。

委員 読み進めていくうちに混乱してきて、今度は政策についてのこと

なんだと。そうすると形もだいぶ違いますよね。前は各項目について現状と課題を分析してやってきたんですが、今回は大きく3章までが変ってきているということで、「はじめに」のところに明確に県と同じように説明したほうがいいと思う。

事務局 国、県に準じているので、位置づけをきちんとし、うたっていきたい。「はじめに」のところに分かりやすい表現で入れたい。

委員 「はじめに」のところで下から4行目「新たに北朝鮮による拉致問題を加え」を、上の段の「今回は、これまでの成果や課題を踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させ、『さらには北朝鮮による拉致問題外』新たな課題への対応を含め」というところに入れたほうが、スムーズにつながると思う。

事務局 分かりました。

委員 5頁の中段の「飯山市では昭和52年から「飯山市企業人権教育推進協議会」が設立されとあるが名称はそれでよいか。

事務局 訂正します。

委員 第3章は新しい項目立てということなので、前回から言っていない部分なので考えを述べさせていただきたい。

政策のことなんですよ。行政政策であり、行政施策のことについてなんです。教育に関しては教育行政というものもあるんだけど、一般行政と教育行政というのを考えたときに、非常に時々、踏み込んだ書き方をしている。

政策について書いているのであって、特に企業における人権啓発の部分ですが、飯山市行政が「企業の人権教育・啓発活動を一層推進します。」という言い方はいいのかな。教育に対しては市行政は支援、何かの提供、教育をしてくださいという要請という形での関わりでしかないんじゃないかと思う。それが「企業内における人権教育・啓発活動を一層推進します。」と、飯山市がやるというのはなにか主語がおかしい。推進するように要請しますとか推進しやすいように情報提供します。とか支援しますというのが行政の立場だと思います。

新しく項目だったのでいろいろあるかと思うので、もう一度その点を見直していただきと思います。

事務局 事務局として、企業に呼びかけして、とにかくやってくれと呼びかけている。

委員 「やってください」とか行政は要請、支援の立場ですよ。立場を明確にしておいて、文書を作ってくださいといいと思います。

会長 指導ではなくて要請、というスタンスでお文言でお願いしたい。

委員 4 ㉟の「施策の方向」の②、「ボランティア活動などの社会奉仕体験活動」という部分については社会奉仕体験活動は余計ではないかと前回意見を述べたと思うが。「ボランティア活動や自然体験活動などにより、人々との交流の機会を通して」とやればそれでいいんじゃないかと思います。

事務局 分かりました。

会長 第 3 章までのところで外にいかがでしょうか。
次に進んでよろしいでしょうか。それでは事務局第 4 章・5 章の説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明

委員 第 4 章、7 ㉟の「女性」「施策の方向」の④ですが「あらゆる分野の 女性を登用するよう機運の醸成を図ります。」とあるがこれは今さら「機運の醸成を図ります」とは、トーンダウンしているので「推進します」「支援します」というように文面を変えたほうがいいのでは。

事務局 分かりました。

会長 「障がいのある人」と「障がい者」が混在しているのはどうなのか。

事務局 検討し、整理します。

会長 9 ㉟文言「積極的に」が重複しているので整理してほしい。

委員 11 ㉟ 下から 2 行目、10 年後にみた場合のことを考え、「現在では」を加えたほうが良いと思う。

事務局 分かりました。

会長 すべて元号で書かれているが、県は併記しているので、このままでいいでしょうか。外に出すとなるとあまり普遍的ではないし、やはり差別的なところ、天皇制と結びついているところを考えるとどうかと思います。

事務局 検討します。

委員 8 ㉟「子ども」の真ん中の「しかし、子どもたちを取り巻く環境は、多様な形で青少年に悪影響を与えています。」子どもという表現と青少年という表現があり非常に分かりづらいのですっきり分かりやすくしてもらいたい。

会長 事務局は検討をお願いします。

委員 第 3 章は政策という点で行政の立場から教育にどのように関わっていくかというところで文章全体をもう一度見直してほしいと要望しましたが言葉でおかしいと思うところを併せて検討してください。

- ・ 3 ㉟の下段「精神が涵養し」は「精神が涵養され」だと思う。
- ・ 1 行目「人権侵害を超えて共に生きる『共生意識』が生まれ始めています」の「共生意識」という言葉がくだいと思う。

- ・ 施策の方向の①「身近な動植物に親しみ、生命の大切さや豊かな心を育てるなど人権感覚が芽生え、・・・」を「・・・育てることを通じて人権感覚が芽生え・・・」のほうが良いと思う。
- ・ 教育は「発達段階に応じて」という言葉をよく使うのですが、幼児期については発達段階に応じてと言う必要があるのか。幼保小中高連携の中で発達段階に応じてと言うが、この発達段階はいらないのではないか。
- ・ 「地域社会・家庭」の下から8行目、「これまでも市内で各種の機会を通じて各方面で様々な努力が払われてきましたが」は漠然としていて、これはいらないと思う。
- ・ 「意識の高揚」がいろんなところに出てくるが統一したほうが良いので見直しをお願いしたい。

会長 沢山のご意見をいただきましたので、一度整理をしていただきたいと思います。

事務局 今日いただいた意見をもとにこちらで修正をしまして、いったん皆さんにそれをお返しをして、その上でご意見があればお寄せいただき、その上で成案を作って次回の会議に提案するというところでどうでしょうか。

会長 次回の会議はいつごろにしたらよろしいでしょうか。整理し送っていただくので、11月28日（月）午後6時を予定したいと思いますのでお願いします。

（2）その他

・ 次回審議会 11月28日（月） 午後6時

★意見・要望

F A X 6 2 - 5 9 9 0 （市役所3階）

メール jinken@city.iiyama.nagano.jp

郵 送 〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

飯山市役所人権政策課 宛